

6 佐総第 1 9 7 号
令和 7 年 1 月 2 2 日

佐久市代表監査委員
佐々木 義明 様

佐久市長 柳田 清二

令和 5 年度決算審査に関する講評意見への措置状況について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和5年度決算審査に対する対応調書（共通事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）	備 考
関係各課	<u>1 督促手数料について</u> 市税および市税外未収入金の督促手数料について、それぞれの条例に基づき徴収していますが、これらは事後調定としています。佐久市財務規則に照らし、事後調定ができる要件を再度確認してください。 また、現在発生している未収督促手数料の総額については、債権管理のうえでも把握すべきであると考えます。	事後調定ができる要件は、財務規則第32条第1項第4号「随時の収入で納入通知を発しないもの 収入の決定又は確定したとき（決定又は確定通知がないものは、収入があったとき。）」であります。 事務処理におきましては、可能な限り最新の情報を反映させた正確な督促状発送を心がけていますが、金融機関での納付確認に時間を要し、督促状発送件数＝督促手数料徴収義務者とならないため、正確な事前調定を行うことができないことから、財務規則第32条第1項第4号の規定に基づき事後調定を行っています。 事前調定した場合、納入済者の金額を減額調定することとなり、この処理は、時間的にも事務量的にも膨大となることから非常に難しい状況であります。 このような状況の中、県内19市中16市において事後調定処理しており、現時点では最も効率的な事務処理であると考えます。 なお、金融機関では督促・延滞金計算受入を終了していることから、税・税外収入併せて督促手数料の徴収について検討していきます。 また、未収督促手数料については、収納簿に代わるものとして、基幹系システムにより把握・管理しています。	
関係各課	<u>2 負担金について</u> 令和3年度決算審査においても、補助金、交付金、負担金については指摘していますが、そのなかで負担金の状況について、負担額の算出根拠が引続き不明瞭なものが見受けられましたので、市民に対する説明責任を果たせるようにしてください。	負担金については、「佐久市負担金のあり方についての基本方針」において、負担の目的、割合等の適正性、負担による効果が明確になっていることなどを支出の条件とし、毎年度、状況に応じた見直しを行うことと規定しています。 各負担金について、本方針に基づいた適正な執行を図るとともに、改めて、その徹底について庁内に周知を図ります。	
関係各課	<u>3 滞納対策について</u> 各部署において、収入未済額の解消に向けて鋭意取り組んでいますが、中には長期化しているものが見受けられました。 時間が経過するにつれ回収が困難になるため、早い段階において法的な措置も含めた事務処理に努めてください。	住宅新築資金等貸付償還金については、引き続き、個々の状況に応じた徴収を行うとともに、法的措置の実施について、案件ごとの課題や費用対効果等を含め総合的に検討し徴収率の向上を図ります。 水田農業地域間徴収金の未収対応については、まず弁護士相談を実施し、その相談結果を受けて、農業再生協議会浅科地域部会で協議し方向性を決定します。	

令和5年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）	備 考
福祉課	<u>1 未収金対策について</u> 生活保護費返還金等未収金対策について、適切な債権管理と言 い難い状況でした。公債権の適正管理・処理に努めてください。	生活保護法第63条返還金及び第78条徴収金の未収金対策につきましては、佐久市債権 管理条例等をもとに作成した生活保護費返還金等の取扱いに関するマニュアルに基づ き、実施しております。 過年度の債権につきましては、時効の成立有無等を再調査し、不納欠損を含めた適切 な管理をしてまいります。	
子育て支援課	<u>2 収入未済額の事務処理について</u> 前年度決算における収入未済額は、翌年度に過年度分調定額とし て計上されますが、調定漏れ、かつ債権請求の未実施がありまし た。適正な事務処理に努めてください。	このたびの調定漏れ及び債権請求の未実施は、人事異動（前任者退職）に伴う引継ぎ が徹底されていなかったことにより発生してしまいました。人事異動があった場合に は、引継ぎを確実にを行うとともに、事務処理についても年度当初の調定及び債権請求を 行うことにより、適正な債権管理に努めます。	
観光課	<u>3 イベント負担金について</u> 各種祭り等の負担金について、新市合併から20年を迎えること も踏まえて、市として明確な基準を定める時期と考えます。	観光課では、原則イベントの計画、予算や実績を参考に関係団体と協議のうえ決定し ておりますが、周年開催時や開催内容が大きく変更される等、金額の増減を検討すべき 機会があるごとに見直しを行っています。 県内の他市の状況についても調査を行いました。が、基準を設けている市はなく、その 理由につきましては、当市同様各イベントの内容や規模、地域の実情も異なることから 一律に基準に当てはめることは難しいとのことでした。 今後におきましても、関係団体との協議や他市の状況について引き続き調査を行い、 適切な負担金の在り方について検討してまいります。	
農委事務局	<u>4 佐久農業委員会協議会事務所運営費について</u> 佐久広域で構成する協議会から事務所運営費として、佐久市農業 委員会に歳入がありますが、歳出においては、佐久市農業委員会経 費とは区分がされていないため、明瞭な会計処理に努めてくださ い。	佐久市農業委員会は、この会より事務所運営費として、年150,000円受領し一般会計 に予算化して歳入し、歳出科目、農業委員会費に充当し執行しております。 これまで歳出に関しましては、市の農業委員会経費と明瞭な形での区分は実施してこ なかったことから、今後は協議会の歳出内容がわかるよう出納簿の記載等、明瞭な会計 処理に努めてまいります。	
公園緑地課	<u>5 望遠鏡使用料について</u> 現在取扱っている稲荷山公園のコスモタワー望遠鏡使用料に関し て、佐久市公園条例への記載が認められませんでした。 また、会計処理に疑義が生じているため、現金収納の適正な事務 処理に努めてください。 なお、公有財産の目的外使用許可についても確認してください。	公園条例への記載については、コスモタワー望遠鏡は望遠鏡製造業者が設置してお り、佐久市公園条例上、市が設置したものでないと記載できないため不要であると考え ています。 会計処理については、現状、使用料収入（100円/回）は、望遠鏡設置業者との契約に 基づき30％を市の雑入として処理し、残りの70％（振込手数料含）を、望遠鏡設置事業 者への振込処理しています。 今後は、使用料収入を一時的に歳計外として全額入金処理し、そのうち70％を望遠鏡 設置業者へ通常の伝票処理と同様に支払い、残30％を一般会計の雑入へ振替処理するこ とで、現金収納の適正な事務処理に努めます。 目的外使用許可については、都市公園法第5条2項2号にある「当該公園管理者以外 の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるも の」に該当すると考えられるため、公有財産の目的外許可ではなく、都市公園法5条に 基づく設置管理許可において対応し、佐久市公園条例施行規則第5条第1項ウ（5年以 内）で許可を出し、佐久市公園条例第12条（使用料）を徴収（支払いは年度毎）するこ ととします。	

令和5年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）	備 考
生涯学習課	<u>6 中込会館の維持管理経費について</u> 中込会館の維持管理経費について、市負担分諸経費は、経費小計（修繕を除く）の5％以内とされていますが、過払いがありました。 前年度も類似の指摘を受けていることから、改めてチェック体制を見直してください。	昨年度から、市負担分諸経費が経費小計（修繕費を除く）の5％以内にならなければエラー表示される月別の中込会館維持管理費内訳表を作成し、月ごとに確認をしていましたが、表中の3月の欄のエクセル計算式が間違っていたためエラー表示がされず、経費小計が5％を超えていることに気づきませんでした。 対応策としましては、社会医療法人恵仁会から請求書と一緒に提出される中込会館維持管理費内訳表について、諸経費（5％）の欄を重点的に、担当者と係長の2名で誤りがないか確認します。さらに、昨年度作成した月別の中込会館維持管理費内訳表についても、計算式を修正するとともに、計算機を使用して再確認することを徹底します。	

【公営企業会計】 令和５年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）	備 考
浅間総合病院事業	<u>1 仕入税額控除対象外消費税の処理について</u> 非課税収入に対応する４条課税支出に係る控除対象外消費税額は、営業費用総額の約0.2%と僅少であるとの認識から発生時に費用処理されています。 僅少であることの水準は明確になっていないため、適正な期間損益計算を行う上での基準を定めるべきと考えます。	４条課税支出に係る控除対象外消費税の会計処理について、雑損失へ計上する基準を定めたとしても４条課税支出の額は年度により増減があることから、基準を超えた場合は長期前払消費税として計上する必要があり会計処理が一定とならないため、基本原則である長期前払消費税として計上する方法へ変更することにより、毎年度適正な損益計算を行ってまいります。	
〃	<u>2 伝票の処理について</u> 収入支出伝票について、伝票起票から収入支払処理まで一係で行っていますが、事務処理上の遺漏や源泉所得税の納付遅れが見受けられました。チェック体制の抜本的な見直しなど、内部統制の強化を図ってください。	伝票起票においては、期限に余裕をもって処理を行うだけでなく、担当係の職員のほか、別係の職員による確認を行うこと等で、チェック体制の強化を図ってまいります。	
〃	<u>3 適格請求書対応について</u> 適格請求書発行事業者からの購入等に係る請求書のうち、適格請求書の要件を満たしていないものが見受けられました。 仕入税額控除は経費額及び申告額に影響するため、適正な事務処理に努めてください。	支払伝票起票の際は、請求書の内容が適格請求書の要件を満たしているか確認を徹底し、不備のある場合は修正した適格請求書の発行を依頼するなど、適正な事務処理に努めてまいります。	
下水道事業	<u>1 下水道使用料の収納率向上について</u> 下水道使用料は、スマートフォン決済を含めたコンビニ納付の利用者が増加傾向にあり、収納率はここ数年改善が続いています。今後も自主財源の確保及び負担の公平性の観点から引き続き、収納率の向上に努めてください。	年度末における下水道使用料の収納率は、前年度に引き続き向上しました。 収納率向上については、引き続き、民間委託業者による訪問徴収やコンビニエンスストアで納付できる催告書の定期発送、財産調査及び差押を予告する催告書の送付等を行い、支払いに応じない使用者には、財産調査や差押の滞納処分を実施していきます。 また、効率的な徴収を図るため、民間委託業者の創意工夫とノウハウを活用するとともに、市収税課と滞納者情報を共有し、さらなる収納率向上に努めてまいります。	

【財政健全化判断比率等】 令和5年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）	備 考
財 政 課	前年度に引き続き佐久市の各財政健全化判断比率は早期健全化基準を下回っており、良い状態を保っています。これは財源確保の徹底や、一定の財政規律に基づいた事業の取捨選択、計画的な繰上償還など、従来から堅実な財政運営に努めてきたことによるものと考えます。 今後も、地域の活性化や特徴ある発展に配慮しつつも、将来負担を勘案した行財政運営を行い、健全財政の堅持に努めてください。	多様化する行政需要に対し、適時適切に対応するためには、健全な財政基盤の構築と堅実かつ安定的な財政運営が必須であるとの認識しております。 今後も、より一層市民満足度の向上が図れるよう、将来都市像の実現に向けた事業推進に注力するとともに、これまで先人達が築き上げてきた健全財政の堅持に、最大限の配慮してまいります。 健全財政の指標となる各財政指標等につきましては、常に動向を注視していくとともに、引き続き監査委員事務局とも情報の共有を図ってまいります。	